

平成24年教育委員会第8回定例会会議録

開会日時 平成24年8月9日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午前11時00分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 面田博子
同職務代理 松本 實
委員 遠藤勝男
委員 佐藤 昭
委員 竹高京子
教育長 山崎喜久雄

議場出席委員

・教育次長	濱中 輝	・教育振興担当部長	坂田 祐次
・庶務課長	駒井 正美	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	志村 昌孝
・地域教育課長	小曾根 豊	・生涯学習課長	今井 英敬
・生涯スポーツ課長	柴田 賢司	・中央図書館長	橋本 幸夫

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 面田 博子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 面田 博子 委員 松本 實 委員 山崎喜久雄
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 ただいまから、平成24年教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加えまして、松本委員と山崎教育長をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第28号「平成25年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私から、議案第28号「平成25年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」、ご提案をさせていただきます。

提案理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14号の規定に基づきまして、平成25年度使用義務教育諸学校用教科用図書を採択する必要があるので、本案を提出するものでございます。

この件に関しましては、前回の第7回教育委員会臨時会におきまして、採択に向けた検討経過をご報告させていただいたところでございます。本日は、教育委員の皆様へ採択に向けた審議をしていただきますとともに、採択の決定を行っていただきたいと思っておりますので、再度、私よりご提案をさせていただきたいと存じます。

初めに、小学校・特別支援学校及び中学校の検定済み教科書の採択についてでございます。

1枚おめくりください。小学校及び中学校で使用いたします教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定によりまして、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされております。採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の第1項に規定するところによりまして、前年度の8月31日までに行うこととなっております。また、同一の教科用図書を採択する期間は4年とされておりました。現行の小学校用教科書は平成23年度から平成26年度までの4年間、中学校用教科書につきましては平成24年度から平成27年度までの4年間、同一の教科書を使用することとなります。これにつきましては前回ご確認をさせていただきましたが、採択の一覧表のとおり、種目ごとに今年度と同一の教科用図書を採択することとなりますので、再度ご確認をお願いしたいと考えております。

次に、来年度平成25年度に使用いたします、学校教育法附則第9条で規定されております特別支援学級で使用いたします一般図書の採択でございます。2枚おめくりいただけますか。細かい資料になりますが、そちらをごらんいただきたいと思います。

この学校教育法附則9条に規定されております特別支援学級で使用する一般図書につきましては、同法施行規則第139条の規定によりまして、教科によりまして当該学年の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合につきましては他の適切な教科書を使用すること

の旨、定めておるところでございます。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に規定いたします、同一の教科用図書を採択する期間の4年が除外されておりますので、子どもたちの障害の程度や種類、特性などに応じて毎年採択替えを行うことができるようになっております。この採択につきましては、前回ご報告をさせていただきましたように、各学校が調査研究を進めまして、学校長が責任を持って報告書をこちらのほうに出したものでございます。また、児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性等に応じまして十分に配慮した内容になっておりますので、これも、今ごらんいただいております別表のとおり採択していただければ幸いです。

以上、平成25年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択につきまして、ご説明をさせていただきました。ご審議並びに採択の決定につきましてよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長 それでは、「平成25年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」、審議に入りたいと思います。

何か質問、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 教科書展示会のことをちょっとお聞きしたいのですけれども、何名ぐらいの方が閲覧に来られたのでしょうか。また、その閲覧者から教科書について何かご意見等があったのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 まず、閲覧者の数でございますが、総合教育センターにおきまして閲覧者の方は6名でございました。今回の閲覧につきましては、総合教育センターにおきまして教科書展示会を6月15日から30日の土曜まで実施をいたしました。さらには、金町にございます中央図書館につきましても、現在、資料室にて常時閲覧できるようにしております。これらにつきましては、「広報かつしか」やホームページで区民の皆様にも周知をさせていただいたところでございます。結果的には、先ほど申し上げました6名の方でございました。

さらに、閲覧者の方からのご意見につきましては、今回6名の方からは特にご意見等はいただけていないという状況でございます。

○佐藤委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。ありがとうございました。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

竹高委員。

○竹高委員 今使われている教科書は、小学校が1年間と1学期間、中学校が1学期間使用し

ていますけれども、学校現場より何かご意見などを聞いておりますでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 小学校、中学校、それぞれ新しい教科書を使用しているところがございますが、分量もかなり多くなって、内容も濃くなっております。その中で、小学校では1年と1学期間、中学校では1学期間、現在使用しているところです。私たちのほうも指導主事が学校に行くなどして、各先生方、または校長先生方から聞いておりますけれども、今現在で何か使い勝手が悪いとか、このあたりが非常に課題であるというようなご意見はいただいております。各学校、新しい内容も入っておりますけれども、この教科書をもとに工夫した授業が行われているというふうに認識しております。

○委員長 よろしいですか。

○竹高委員 はい。

○委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 最近、デジタル教科書が普及し始めていると聞きます。私もちょっと見たことがあるのですが、本区ではデジタル教科書の使用についてどのようになっているか、把握していただけますらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 デジタル教科書は、今後さらに普及はしていくものだというふうに考えています。やはり授業をする上で、子どもたちがそのデジタル教科書を見ながら興味・関心を高めていくということでは、非常に有効であるというふうに思っております。

現在、ご案内のとおり、本田小学校のほうにおきまして、総務省のフューチャースクール事業といたしまして、全教科でデジタル教科書を導入した授業活用を進めているところでございます。他の学校の状況につきましては、現在、小学校では16校でデジタル教科書を導入して授業に使っているところでございます。例えば漢字の筆順を学ぶとか、そのようなことで、小学校の場合はパソコン室において使用しているという現状がございます。

さらには、中学校におきましては、現在、コンピュータ室、パソコン室の更新を進めているところでございます。英語と理科、社会科の地理と歴史を今後全校で導入するというのを考えておきまして、9月より使用できるように今準備を進めているところでございます。中学校につきましては、ノートパソコンがこれから入ってまいるといことになりますので、今後はそのノートパソコンを使いながら、パソコン室以外で、教室でも電子黒板等を使いながら授業が行われる可能性が出てまいります。まだ使用されたばかりですので、今後、その効果等については十分踏まえながら研究を進めるとともに、必要に応じて拡充を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○松本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

○松本委員 はい。

○委員長 ほかにご意見等ありませんでしょうか。

竹高委員。

○竹高委員 すみません。もう1点お聞きさせていただきます。

新しい学習指導要領が実施されておりますけれども、教える内容のほうが大変増えていると思います。小学校は、昨年度の1年間授業を行ったところで、教科書の最後まで教えることができたのでしょうか。あと、授業時数が足りなくなったなどというお話はお聞きになっているか、ご質問させていただきます。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今お話いただきましたように、確かに教える内容が増えてまいりました。先ほどもお話し申し上げましたとおり、教科書が厚くなったという現状がございました。本区では、現在、夏休みを短縮しておりますし、「葛飾教育の日」等で土曜日の授業も進めているところでございます。その中で授業時数も十分確保しておりますし、各学校が年間計画に基づいて授業を実施しております。年間計画を見ますと、教科書で教える内容について標準的な必要時数がございますけれども、各学校の年間計画を見ますと、その標準的な時数よりもさらに少しゆとりを持った計画を立てております。そのような状況から見まして、昨年度、教科書の内容を教えきれなかったというような状況には現在なっておりません。

また、授業時数の確保につきましても、指導室といたしまして、それぞれの学期ごとに授業時数の報告を各学校から受けております。その際に、ある教科の授業時数が非常に少なかったり、ある教科の授業時数が非常にふえているというような状況がありますと、今、委員がご質問なさいました一つの教科が教えきれないのではないかというようなことにも陥ることがございます。そういうことがないように、その報告をもとに、各学校の状況をしっかり踏まえて指導・助言をしておりますので、予定の授業時数が不足しているということは、現在のところ、昨年度はございませんでした。

以上でございます。

○竹高委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

○竹高委員 はい。

○委員長 それでは、ほかに質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、小学校・特別支援学校の教科用図書につきましては、平成23年度から平成26年度までの4年間、同一の教科用図書を採択することとなっておりますので、別紙「平成25年度使用教科用図書（検定教科書）採択一覧表（小学校・特別支援学校用）」のとおり採択をすることになりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 異議なしということで、平成25年度使用の小学校の検定済み教科書の採択については、別紙「平成25年度使用教科用図書採択一覧表」のとおり採択することに決定いたしました。

次に、中学校の教科用図書につきましては、平成24年度から平成27年度までの4年間、同一の教科用図書を採択することとなっておりますので、別紙「平成25年度使用教科用図書（検定教科書）採択一覧表（中学校用）」のとおり採択することになりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 異議なしでよろしいですね。

それでは、平成25年度使用の中学校の検定済み教科書の採択については、別紙の「平成25年度使用教科用図書採択一覧表」のとおり採択することに決定をいたしました。

最後に、平成25年度使用、附則9条一般図書の採択の審議に入ります。

「平成25年度使用教科用図書（特別支援学級）採択一覧表（小学校用）」及び「平成25年度使用教科用図書（特別支援学級）採択一覧表（中学校用）」についてご意見、ご質問等ありましたらお願いをいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書が、文部科学省が著作した一般図書一覧や東京都教育委員会の調査研究資料などを参考としまして、子どもたちにとって興味を持って、より理解しやすい図書を選定した報告となっていると思います。特に図鑑や絵本など視覚的にわかりやすい図書や、身近な生活と関連した内容を取り扱うなど児童・生徒の障害の特性を踏まえた内容のものでありますので、これでよろしいと思います。

○委員長 ほかに質問、ご意見ございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○委員長 それでは、お諮りをいたします。

平成25年度使用教科用図書（特別支援学級）小学校用及び中学校用につきましては、一覧表に記載されている図書を採択することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 では、異議なしとのことですので、この一覧表のとおり、平成25年度使用教科用図書（特別支援学級）小学校用及び中学校用を採択することに決定をいたしました。

以上で、「平成25年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択について」は、全ての審議が

終了いたしました。採択結果につきましては、区民の関心も高いことですから、教育委員会終了後、公表一覧が作成され次第、公表したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、異議なしということでございます。

指導室長。

○指導室長 ただいまご決定いただきましたこの結果につきましては、まず、採択結果を取りまとめまして一覧表にいたしましたものを即日公表とさせていただきます。さらには、各学校で今回採択をされました教科書を使用いたしまして、子ども一人ひとりに確かな学力がしっかり身につくように今後指導・助言もしっかりやってまいりたいと思っています。

○委員長 今、室長のほうから、「確かな学力を一人ひとりの子どもにしっかりつけるよう指導・助言を」ということでございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、報告事項に入りたいと思います。

報告事項等1「児童・生徒のいじめ問題への状況について」、報告をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 私のほうからは、「児童・生徒のいじめ問題への状況について」、現在の状況をご報告させていただきます。

7月にいじめについてのアンケートを実施したところでございます。それによりまして、6月末現在では、いじめの件数が55件、そして解決、継続につきましては35件、20件ということでご報告しておりましたが、さらに7月、夏休みに入ります前までの調査をいたしました結果、いじめの総件数が62件、さらに解決した件が35件、継続が27件という状況になっております。なお、今回のアンケートにつきましては、無記名を基本としております。例えば、小学校が6月時点で42件ということでしたが、今回7月の調査では37件となっております。そのあたり、子どもたちが実はもう解決をされていて、そのアンケートをした際に子ども自身が記入しなかったということで、一部数字が合致しない件がございますけれども、やはり全体的には増えたというふうに思っております。このことにつきましては重く受けとめておりますので、このいじめの継続しているものがとにかく解決の方向に向けて、さらには解決したのも安心をすることなく、今後、学校とともにその状況をしっかり追跡しながら、また再発をしないように進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、教育委員会指導室での対応ということできょうご説明をさせていただきます。

学校ではいじめの発生時に教育委員会へ「いじめ様式1」を提出するということになっております。おめくりいただきますが、こちらが「いじめ様式1」でございます。内容につきましては、「被害児童・生徒名」から始まりまして、「いじめの発生状況」「学校の指導・対応」「今

後の方針・課題」等について、各学校が発生した時点で報告をすることになっております。その際に、いじめの発生状況、さらには学校の指導・対応につきましては、その裏面に「別紙その1」と書いてございますが、いじめの状況等について、このような観点から実際その状況を明らかにするように学校のほうにはこの資料を渡しているところでございます。「その2」につきましては、いじめられた児童・生徒への対応についても今後どういうふうにしていくか、この別紙を見ながら各学校でも具体的に行動がとれるようなものとして各学校には配付をしているところでございます。

この「いじめ様式」につきましては、特にいじめが継続している場合につきましては、こちらのほうでしっかりと把握いたしまして、電話ではなくて担当指導主事が学校へ行って、直接学校から聞き取りをしたり、その子たちの様子を見て学校に対して指導・助言を行っている状況でございます。

次に、また1枚目にお戻りいただきますが、いじめの対応状況につきましては、年4回、今度は教育委員会へ「いじめ様式2」を報告するというので学校には知らせております。いじめの報告、様式2につきましては、本日お配りいたしました資料の最後の面になっておりますが、これにつきましては、解決した場合についても、継続している場合についても、様式1を出した件についてはその後もこの報告用紙に書いていくということで、とにかく一度解決したからといってそのまま安心をしないようにということで、こちらのほうは求めているものでございます。現在は7月27日に報告を受けているところですが、今後は11月7日というふうに予定しております。今現在のいじめの状況を踏まえまして、必要に応じてもう一つ早い期間の中で一度求めることも現在予定しているところでございます。

今お話しいたしました「いじめ様式1」につきましては、小学校は40件受けております。中学校からは20件を受けております。それが7月末現在の数でございます。

なお、いじめ問題が起きたときには、それぞれ学校から報告を受けておりますけれども、各学校に配置しておりますスクールカウンセラーや保護者から教育委員会へ相談があった場合等につきましては、かつしか学校問題解決支援チームにおいて学校へ指導・助言をしているところでございます。現在、かつしか学校問題解決支援チームが受理して実際に動いているものにつきましては、小学校5件、中学校1件ということで動いております。

最後に、いじめメール相談についてご報告をさせていただきます。前回お話を申し上げた件でございますけれども、現在、総合教育センターの教育相談部のところでいじめメール相談について進めているところでございます。8月2日に個人情報の審査の委員会がございまして、そちらのほうでも審議をしていただきまして、今回、教育委員会のほうで行おうとしていますメール相談についてご審議をいただいたところでございます。それによって、今回進めるものについて可という許可をいただきましたので、目標といたしましては、8月27日から2学期が

開始いたしますけれども、その開始時の運用に向けて、現在広報課とも相談しながら準備を進めているところでございます。どのような形が子どもがより相談をしやすいか、そして相談を受けたときにどのような形で的確に子どもたちにしっかり返していくか、それから、そのメールの周知の仕方についても今後しっかりと整理いたしまして、効果の上がる策となるように進めてまいりたいと考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 今、説明がございました。質問等ありましたらお願いをいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 今報告がありました件の中に、継続27件ということですが、この中に警察に協力を要請した件があるかないか。それから、内容によりましては、緊急保護という観点から、いわば追跡調査をしなければならない件がないかどうか、教えていただければと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 まず、いじめについては絶対あってはならないということは私たちの基本的な重要な考えとしております。その中で、警察が学校に入るとか、警察に指導を受けるという部分につきましては、今回のいろいろないじめの件につきましてスクールサポーター等を通して警察に相談をしていくというような件はございますけれども、それについて相談を受けて支援チームとしてどう当たっていくかということで相談はしておりますが、現在のところ、警察そのものがこのいじめの件について何か動いているとか、そういうことについてはない状況でございます。

さらには、その追跡の部分につきましては、まだ全て継続という部分もある件がございますので、それについては今後も継続・追跡をしていく。それにつきまして学校から情報を得て、さらに指導主事、または指導室、またはサポートチームも行って、追跡して、もう少し詳しく調べるとか、事情を聞くとか、そのようなことをしている件はまだございます。

○委員長 よろしいですか。

○遠藤委員 はい、結構です。

○委員長 ほかにございませんか。

竹高委員。

○竹高委員 ただいまお話があった中で、指導室長もおっしゃっていたのですがけれども、11月7日に2回目ということは時間的にもちょっと間があいていると思います。おさまったいじめというのが夏休み明けにまた復活してしまうというお話も多々聞いておりますので、各学校の対応次第では、夏休み明けにこれのアンケートなり対応なりをしていただけると、子どもたちにとってよりいいかなというふうに感じます。

あともう1点です。このいじめの状況の書式を見させていただいて、小さいことなのですから、学校側の対応として、「いじめの解決」というところに丸をつけてしまうと、対応なさっている方はこれで解決というふうにお考えになってしまうのではないかというのがちょっと心配であるというふうに考えます。多分、その生徒が在籍している限りは、いじめに「解決」というのは基本的にはないと思いますので、「解決」という考え方よりは、「安定」というか、「相互理解がされた」というか、言葉はいろいろあるとは思いますが、「解決」という言葉で先生方、学校が安心してしまうような形は、保護者の視点からしますとちょっと心配であるというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 このアンケートの調査につきましては、先ほど私、ご説明させていただきましたが、今委員からございましたように、夏季休業後、早い時期の中で把握にはしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

さらに「いじめの解決」という言葉につきましては、私も、「解決」ということで、その件について、学校の目、そして大人の目が離れてしまうという可能性はあるように思っております。その文言もそうですが、解決しても、安定しても、それについては見放すことなく継続的にしっかり見ていくということはしっかり押さえながら、その文言につきましては今後検討して、そういう心配のないような文言も考えてまいりたいと考えています。

○竹高委員 よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

○竹高委員 はい。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 いじめについては、わからないというか、見えない部分が非常に多いかと思えます。また、数字的には、ここに出ているよりもたくさんあるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、現場の先生には大変ご苦労が多いかと思えますけれども、引き続き、目配り、気配りをよろしく願いいたしたいと思えます。

また、室長の先ほどのお話で、学校問題支援チームのメンバーなのですが、どのような方たちが何名ぐらいいらっしゃるのか、わかったら教えていただけますか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 学校問題解決支援チームのメンバーについてのご質問でございますので、お話をさせていただきます。

支援チームのメンバーにつきましては、現在、指導室に巡回型のスクールカウンセラーが5名おります。さらには、スクールソーシャルワーカーが1名おります。それから、サポートチ

ーム指導員といたしまして警察OBの方が1名。さらには、学校経営指導員といたしまして、かつての管理職をご退職なされました方が2名。さらには、特別支援教育もかかわってまいりますので、その特別支援教育の部員も含めまして3名。さらには、指導主事等で構成しております。これにつきましては、一つの問題について全員がかかわるわけではございません。まず報告を受けた時点で、どのメンバーを組んでチームを編成していくことが一番よいかということについて、まず指導主事が学校の状況を踏まえましてこの支援チームの構成をどうするかを考えることで進めておるところでございます。

○佐藤委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

松本委員。

○松本委員 大津の事件が大きな問題になって、その後、夏休みに入ってもまだいろいろところで問題になっています。そこで、考えておきたいと思う大切なことがあるので発言します。

子どもたちは思春期で体や心が急激に成長する時期で、人の違いを意識し始めるところです。それが集団で過ごすところが学校なので、トラブルが起きないはずはないという視点に立って、鋭い目でアンテナを立てていく必要があると思います。現場の教員や親も、そして教育委員会、みんなが本気で問題を受けとめる、そして体当たりで向き合っていくということが本当に大事なということを感じております。これからもそういう点でやっていきたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 確かに、いじめはあってはならない問題ではありますが、いじめが起らないということは非常に難しいというふうに考えております。とかく、いじめを受けた、そして、やった、やられたということの視点に陥りがちです。当然、これについてはしっかりと明らかにしていかなければいけないことですが、その周りで見ている子どもたちが、そういうことが起きているときにとめられる、または大人に報告ができるような子どもたちにも育てていかなければいけないというふうに思っております。さらには、学校の対応につきましても、種々いろいろ反省をすることがあるというふうに思っています。保護者の方ともしっかりと連携をとって、保護者の方とともに協力関係を進めながらやっていく。これもぜひ、今回の大津の件も踏まえまして私たちも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

遠藤委員。

○遠藤委員 ここで1点教えていただきたいことがあります。

これは私事で大変恐縮なのですが、これまで二十数年間、一区民として、最近では教育委員としてであります。相談という形でこのいじめ問題にかかわってきました。そのたびに、関係者の間にどうしても越えられない壁といますか、溝といますか、そういうものを感じまして、一体どうしてこういうことが起こるのだろうかということはずっと考え、またはいろいろな人からも教わってきました。

そこで感じますのは、まず、相談という形で受けたときに、私は、保護者から、あるいは子どもからなのですが、そのときはいじめということを実際として受けとめてきました。ただ、その中でも、緊急に対応しなければならないことについてはその事実を追跡してもらったり、場合によっては警察に協力を願ったりということがありますが、基本的には、いじめというのは、まず本当のことというのは被害者しかわからないのではないかとこのように私は思います。どうしても加害者はその意識が薄い場合もありますし、隠す場合もあります。それから、被害者になった子どもも親に言わなかったり、教師に言わなかったりします。逆に、被害者、加害者が逆転してしまう場合も多々あるのではないかと思います。そういう中であって、特に学校側と保護者が、やった、やらないということはずっといきますと、問題解決への前進というのが見られなくて、これが非常に残念で、いじめに対する認識の違いがこれをさせているのではないかとこのように思いました。

ですから、学校側もそうでありますが、保護者側も、いじめというのはこういう性質のものなのだ。つまり、今申し上げましたように、この真相、本当のことというのは被害の子どもしかわからないので、これをやっておりますとなかなか前進しないので、それはそれとして、問題解決には学校側と保護者側が話し合いを、しかも、これからどうしてこのいじめをなくしたいのかということも学校と保護者側が忌憚なく話し合いのテーブルについて具体的に進めていかなければならないのではないかと思います。

私は率直に申しまして、学校だけでは問題解決には至らないのではないかと思います。なぜならば、子どもは家庭で親の指導、あるいは監督を受けていますし、場合によっては、学校側と保護者側の意見の相違というのが反目になってしまいますと、そこを突いて子どもがまた同じような事態を起こしてしまう場合もあるのではないかとこのように思います。そういう意味においては、今、室長が示されたこのいじめアンケートを学校から聴取してもらう中で、別紙として選択肢がいくつかありますが、その中で、保護者側と学校が話し合うという大変重要な選択肢がないことを私は残念に思っております。この一番の決め手になるのは、学校側と保護者側が、今申し上げましたようなことで話し合いをする。そして、その前提になるのは、このいじめの性格について共通認識を持って立ち向かうということがなければならぬのではないかとこのように思っているわけです。その上で、いじめられた、被害者になっている家庭の

親御さんはなかなか納得できないことがありますけれども、場合によっては、学校側の、あるいは教育委員会の責任追及ということも出てくる場合もあると思います。それはそれとして、話し合いと別にこの責任追及という問題を並行してやっていったらどうかということ、私は相談に来られた保護者の方には常に言っております。そういう中で初めて問題解決に向かっていくことができるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 最後にお話しいただきました保護者と学校との話し合いということがこの選択のところにないということは、ご意見をいただいて、私自身、今後改善することが必要であるというふうに思っております。保護者と学校の共通認識を持つ場、特に学校は、何か起こりますと緊急の保護者会を開くということが多々ございますけれども、実はその緊急保護者会を開いてそれで安心というふうになってしまうことがございます。緊急保護者会を開いたから安心とすることなく、保護者と学校が十分に話し合ったり、認識を共有できるように、そしてそれぞれの立場、役割において子どもをよい方向に方向づけられるように、今後、学校と保護者のあり方についてももう少し考えを進めていきたいというふうに思っております。いじめ等が起きましたら、学校は当然、いじめを受けた子ども、またはいじめをした子どもについて聞き取りをしたり、その保護者を呼んでいるということは事実としてありますけれども、今、委員のところにご相談に行った方のお話を聞いていますと、まだそのあたりが不十分ではないかというようなことを私も感じておりますので、その辺についてはしっかりと改善に向けて動きを進めてまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから。

今、子どもの話でそういうふうになっていると思うのですけれども、見ていますと、大人の社会もいじめに近いというか、そういうものを見るわけですね。ただ、大人ではなくて、子どもは守られなければいけないし、そして子どもには、やってはいけないこと、あるいはしなければいけないことをきちんと指導するのが学校だと思います。そのあたりのところ、指導をするのだというところを……。それは、いじめた子も、いじめられた子も、そして周りの子も全てなのです。だから、道徳教育にもっと力を入れていく必要があるのかなと。ただ、そこにあらわれた現象の、いじめを受けた子といじめをやった子だけのことで、それを解決するためにエネルギーを使うのではなくて、周りや学校全体の、そしてそれは親も引き込んだ、心を育てる徳の部分、良心の部分育てるというのか、そういうところまで考えた指導であってほしいなど。先ほど言った学校の指導というのは。そんなふうに思うわけです。

この間、東京都の道徳の副読本をいただきました。私も改めて読んでみて、なるほど、これは親御さんにも読んでもらいたいな、きっと何か気づくことがあるのではないのかな、あるいは

は家庭で話題にして話し合える一つの材料になるのではないのかなということも思いました。そういう意味で、今、区が力を入れている道徳の教育の部分を大きな部分でしっかり指導を進めていただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 では、次に進みます。

次の報告事項等2「渡部香生子選手応援パブリックビューイングの実施について」。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等2「渡部香生子選手応援パブリックビューイングの実施について」、ご報告いたします。資料をごらんください。

区民に向けて、見て、応援して、スポーツに親しむ機会を提供することを目的といたしまして、本区出身の渡部香生子選手が出場しましたロンドンオリンピック競泳女子200m平泳ぎのテレビ放映に合わせてパブリックビューイングを実施したものでございます。場所につきましては、堀切地区センターの多目的ホールを中心に実施いたしました。開催日時につきましては、予選8月1日の午後5時30分開場、6時43分予選開始でございます。準決勝につきましては、8月2日午前3時開場の午前4時34分準決勝開始ということでございます。こちら、予選につきましては300人を超えるお客様にお越しいただきました。また、準決勝につきましても、早朝ということでございますが、約200人ということで、ホールがほぼ満席になってございます。

競技結果でございますが、予選は第4組第2位ということで、2分26秒38、34人の予選出場者中第12位ということで準決勝に進出されました。同日中の準決勝でございますが、第1組第7位ということで、2分27秒32、16人中第14位ということで、惜しくも決勝には進出できなかったということでございます。

こちらのパブリックビューイングでございますが、地元の商店会の方々や堀切小学校の児童の方につくっていただいたメッセージ小旗など、さまざまな地元での盛り上がりを加えて会を運営したものでございます。区といたしましては、鉢巻きやうちわなどをご用意いたしました。また、大型スクリーンに映し出すための機器の貸し付けなど、また看板などを設置させていただいたところでございます。会ごとにくす玉を割って、会を1回ずつ閉めたということでございますが、1回目、予選につきましては、「準決勝進出おめでとう」という垂れ幕を出しております。2回目につきましては、当初は「決勝進出おめでとう」というのを準備していたところなのですが、状況によりまして、結局、中身を差しかえたということで、最後、「感動をありがとうございます」という垂れ幕を下げさせていただいております。こちらを最後に引いていただいたのが、同級生のお友達方がたくさん来ておりましたので、その方々と区長にひもを引っ張って

いただいて会を閉めたというところでございます。

同級生のお母様方を含めまして非常に盛り上がった会でもございました。久々に昔の街頭テレビの盛り上がりといいますか、それに近いような盛り上がりがありまして、しかも、あの閉鎖されたホールの空間でもございましたので、応援が全体から湧き上がっていて、すごい雰囲気になって、会場にいらっしゃった方々は本当にご満足いただいております。

また、多目的ホールも約200人ちょっと入っていただけのようなのですが、入りきれなかった青少年地区委員会の方々とか役員の方々、隣の音楽室の70インチのテレビで対応いたしました、そちらにも50人前後の方が来ていただいて応援を続けさせていただいたということがございます。

また、1階にも、モニターという形ではございませんが、同じ70インチを用意しまして、それでも約20人ほどのお客様に立ち見で見ていただいていたという情報もございます。

結果は、一つ勝って一つ負けたということで、惜しいところでもございましたけれども、今後の渡部香生子選手の成長を祈念しまして、この会は終わったということでございます。当日、予選につきましては、堀切小学校の元校長先生であります谷口先生や、香生子さんの担任でした森先生などが北区の小学校での勤務を終えてからこちらのほうにお越しいただいたということもございます。マスコミを含めまして、NHK、TBS、MXテレビ、また朝日新聞等々、さまざまなメディアからも取材がございましたので、あわせて報告をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

何かございますか。

竹高委員。

○竹高委員 予選、準決勝を見させていただきました。準備、お手伝いをされました皆様、本当にご苦労さまでした。ありがとうございます。今、オリンピックをやっていて、もちろんさまざまな競技で感動をいただくのですけれども、いろいろな競技が終わっていくと、やはりメダルをもらっている人たちが注目されると思うのですが、このすごい若い年齢で、あれだけのプレッシャーがありながら準決勝まで進めたというのは、私はそれだけで準決勝で泣きそうになってしまったのです。それを支えるこの葛飾区と同じ区民として、すばらしかったというのを……。ホームページにも「感動をありがとう」というふうに出ていると思うのですが、そういう形で打ち出して行って、一生懸命やること、このオリンピックに参加できることだけでもすばらしかったということを渡部さんのほうに伝えるような方法がどこかしかにあるとすばらしいなというふうに感じました。そういう機会があれば、そういう形で伝えてあげられたら、またその先に、「頑張っていこう」という姿勢を持つ児童・子どもたちが増えていくのではないかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ありがとうございます。

お子さんたちの感動を伝えるということでございますが、これにつきましては、現堀切小学校の本田校長先生が高学年の児童とともに応援のメッセージを書いた手旗をつくっていただきまして、それを会場内に張りつけた形でやっております。それをつくっていただいたということと、それに参加していただいたということで、どの小学生の皆さんも、自分の母校から出た、しかもそういう身近な方がそういう晴れやかな場所で活躍されているということを実感されたということで、事後でございますが、感謝のメールもいただいております。そのほか、現場では予選のときの大盛り上がりに加えて、準決勝敗退のときの、最後、「よくやった」という選手に対しての盛り上がりとともに、地元もこういうふうに応援しているのだよという実感が会場の中を埋め尽くしたという状況でございました。特に今回、地元の方々から「やりたい」というご意見が上がってきたところを、スポーツ課としてそれを支えさせていただくということで、区民と協働という形でやらせていただいたわけですが、初めての経験ではございますけれども、非常にいいことができたのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長 そうですね。

ほかにございませんでしょうか。

松本委員。

○松本委員 皆さんがおっしゃったとおりで、私も予選に参加しまして、盛り上がっていて感動しました。葛飾の地で練習して、葛飾の区民大会で身近な人たちも一緒に泳いでいる選手がトップアスリートとして世界で活躍したということは、これからの葛飾区のスポーツの推進に大きな役割を果たしたと思います。まだ15歳ですから、これから大いに頑張ってもらいたいです。こういう機会をつくった生涯スポーツ課も本当によかったと思います。ありがとうございました。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 では、私のほうから。

先ほどから出ておりますけれども、区全体で、生涯スポーツ課が中心になってこういう場をつくって、そして、みんなが一つになって応援できたというのはすごいことですよね。それと同時に、光った部分だけではなくて、見えないところでの彼女の頑張りとか、周りの人の応援とか、そういうようなこともきっといっぱいあると思うので、そういうことも子どもたちに向けてのいいお話になるのではないのかなというふうに思います。今の時代、光の当たったところは、すごく「いいな、いいな」と思うけれども、そこへ行くまでの見えない部分での努力と

か苦勞とか、そういうものに価値があるというあたりもぜひこの中で子どもたちにわかってもらえるとうれしいことだなというふうに思いました。それに応えたのがまた今回のスクリーン・パブリック・ビューイングの一つでもあったのかなというふうに思いました。本当にありがとうございました。

○生涯スポーツ課長 ありがとうございます。

○委員長 それでは、これで報告事項はよろしいですね。

では、ここで教育委員の皆さんから何か発言がありましたらお願いをいたします。特にはいかがでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 実は私、この間、この「あかし」をいただきましたときに、夏季実技研修会があるということなので、ことしは特に暑いし、頑張っているのだろうなと思いながら、7月の終わりに総合教育センターのほうへ行きました。電子黒板の活用という日だったのですけれども、15名で——ちょうどそのころはもう少し人数が少なかったのですが、先ほど話が出ましたデジタル教科書を実際に電子黒板に入れて、それを操作しながら子どもにどう指導するかということをやっていたのですね。それが終わった後、個別に教えてくれる講師が一人ひとりをちゃんとデジタル黒板のところへ連れて行って、そこで実際にやりながら実技研修をやっていたので、これなら学校へ戻ってもすぐに使えるのかなというふうな思いで、よく頑張っているなというふうに思いました。「皆さん、いかがですか」とその講師の先生に聞いたら、「非常に熱心で、お昼休みの時間も延長して、『教えて』というふうに言われております」というようなことを聞いて私もうれしかったのです。

その中で、さっき室長がおっしゃっていた、中学校では小さなノートパソコンを持って教室へ行って電子黒板に映すということを将来に向けてやっていきたいということで、実際にその話も出まして、e - 黒板というのがあると聞きまして、私はよくわからなかったのだけれども、またそういうことも研究していただければと。何しろ、電子黒板を活用した授業が先生方にとって遠い存在ではないとなっていけばいいなというふうに感じました。暑い中、ありがとうございました。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、「その他」に入ります。

では、庶務課長、一括でお願いをいたします。

○庶務課長 「その他」の1「資料配付」でございます。お手元に「9月行事予定表」をお配りしてございます。

2「出席依頼」でございますけれども、今回はございません。

次回の教育委員会でございます。9月6日木曜日、午前10時からでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 わかりました。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、これをもちまして、平成24年教育委員会第8回定例会を終わりにいたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時00分